

○境町企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に
関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

平成28年3月23日

条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第10条第1項の規定に基づき、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、工場立地法において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域(以下「重点促進区域」という。)及び当該区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

同意企業立地重点促進区域の名称	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
染谷工業団地地区	100分の5以上	100分の10以上
下小橋工業団地地区		

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。